

個人の請求権にかかわる条約解釈のあり方について

——最高裁西松建設会社事件判決を素材に——

辛
崇
陽

目次

- 一、問題の提起
- 二、個人の請求権にかかわる条約解釈の諸実践
 - 1、日本政府の立場
 - 2、関釜元慰安婦控訴審判決
 - 3、山西省性暴力被害者訴訟第一審判決
 - 4、西松建設会社事件控訴審判決
- 三、声明5項に対するあるべき解釈
 - 1、解釈方法の設定
 - 2、締約過程に対する考察
 - 3、締約後の中国側の立場に対する考察
- 四、いわゆる「枠組み」論の問題

1、「枠組み」論と条約の解釈規則

2、「枠組み」論と条約の第三国に対する効力

五、おわりに

一、問題の提起

二〇〇七年四月二七日に、最高裁第二小法廷（以下「最高裁」とする）は中国人強制連行・強制労働に関する西松建設会社事件について、判決を言い渡し、中国人戦争被害者の損害賠償請求権は一九七二年九月二九日に中華人民共和国（以下「中国」とする）政府が日本国政府と締結した『日中共同声明』（以下「声明」とする）によって放棄されているとして、その請求を棄却した。¹¹⁾

上記最高裁判決（以下「四二七判決」とする）はその根拠をいわゆる「枠組み」論に立っている。すなわち、一九五一年九月八日に日本国と大部分の連合国が締結した『サンフランシスコ平和条約』（以下「サ条約」とする）第14条（b）「この条約に別段の定めがある場合を除き、連合国は、連合国のすべての賠償請求権、戦争の遂行中に日本国及びその国民がとった行動から生じた連合国及びその国民の他の請求権並びに占領の直接軍事費に関する連合国の請求権を放棄する。」と第19条（a）「日本国は、戦争から生じ、また戦争状態が存在したためにとられた行動から生じた連合国及びその国民に対する日本国及びその国民のすべての請求権を放棄し、かつこの条約の効力発生の前に日本国領域におけるいずれかの連合国の軍隊又は当局の存在、職務遂行又は行動から生じた

すべての請求権を放棄する。」という規定によれば、「個人の請求権を含めて戦争の遂行中に生じたすべての請求権を相互に放棄する」という枠組みを形成し、かつ日本国とサ条約の当事国にならなかつた連合国との間に締結された他の平和条約についても、個人の請求権を含むすべての請求権を相互に放棄する旨が明白に定められている。

そのうえ、最高裁は、声明5項「中華人民共和国政府は、中日両国民の友好のために、日本国に対する戦争賠償の請求を放棄することを宣言する。」という規定については、「その文言を見る限りにおいては、放棄の対象となる「請求」の主体が明示されておらず、国家間のいわゆる戦争賠償のほかに請求権の処理を含む趣旨かどうか、また、請求権の処理を含むとしても、中華人民共和国の国民が個人として有する請求権の放棄を含む趣旨かどうか、必ずしも明らかとはいえない」と認定したうえで、「……サンフランシスコ平和条約の枠組みを外れて、請求権処理を未定のままにして戦争賠償のみを決着させ、あるいは請求権の対象から個人の請求権を除外した場合に、平和条約の目的達成の妨げとなるおそれがあることが明らかであるが、日中共同声明の発出に当たり、あえてそのような処理をせざるを得なかつたような事情は何らうかがわれず、日中国交正常化交渉において、そのような観点からの問題提起がされたり、交渉が行われた形跡もない。したがって、日中共同声明五項の文言上、「請求」の主体として個人を明示していないからといって、サンフランシスコ平和条約の枠組みと異なる処理が行われたものと解することはできない。」と判断し、中国人戦争被害者の損害賠償に関する請求は上述のように、声明によって放棄されているとして棄却された。

ところで、声明5項に個人の損害賠償請求権の放棄に関する明らかな規定がない場合に、最高裁は「枠組み」論をもって放棄されているように解釈した上述のような条約解釈のあり方によって提起された問題は、戦争中に

損害を蒙った個人の損害賠償請求権にかかわる条約解釈はいかなる方法で行うのか。これは本件判決を理解するにはまず考えるべき先決問題であろうと思われる。

結論的に言えば、人権保護の国際法と国内法の流れに沿って個人の損害賠償請求権の放棄に関する明らかな規定がない場合に、個人の権利を制限しようとする拡大解釈を招くおそれがある解釈方法ではなく、放棄されると明らかに証明されない限り、放棄されていないと解釈したほうが関係する諸実践ひいては法の目的の要請に應えられるのではないかと思われる。

したがって、本文は、以上のような視角から、戦後補償での個人の損害賠償請求権にかかわる場合の条約解釈の諸実践に関する考察を踏まえて、本件におけるあるべき解釈をしながら、最高裁が「枠組み」論をもって声明5項を解釈した方法とそれによって導かれた結論を再吟味したい。

二、個人の請求権にかかわる条約解釈の諸実践

1、日本政府の立場

一九六三年二月七日に、原爆訴訟第一審では、日本政府は平和条約第19条(a)の放棄規定について次のように主張した。

「対日平和条約第十九条(a)の規定によって、日本国はその国民個人の米国及びトルーマンに対する損害賠

償請求権を放棄したことにはならない。

（一） 国家が個人の国際法上の賠償請求権を基礎として外国と交渉するのは国家の権利であり、この権利を国家が外国との合意によって放棄できることは疑いないが、個人がその本国政府を通じないでこれとは独立して直接に賠償を求める権利は、国家の権利と異なるから、国家が外国との条約によってどんな約束をしようと、それによって直接これに影響は及ばない。

（二） 従って対日平和条約第十九条（a）にいう「日本国民の権利」は、国民自身の請求権を基礎とする日本の賠償請求権、すなわちいわゆる外交的保護権のみを指すものと解すべきである。日本はその国民が連合国及び連合国民に対して請求権を行使することを禁止するために、必要な立法的、行政的措置をとることを相手国との間で約束することは可能である。しかし、イタリアほか五カ国との平和条約に規定されているような請求権の消滅条項及びこれに対する補償条項は、対日平和条約には規定されていないから、このような個人の請求権まで放棄したとはいえない。仮にこれを含む趣旨であると解されるとしても、それは放棄できないものを放棄したと記載しているにとどまり、国民自身の請求権はこれによって消滅しない。⁶⁵……」

これは実にサ条約交渉過程においてオランダ政府が主張したものと共通している。つまり、オランダ政府は日本政府に対して、条約第14条（b）項による連合国の「戦争遂行中に日本国及び国民が取った行動から生じた連合国民の請求権」の放棄は国民の私権を消滅させるもの、すなわち、私権没収の効果をもつのではなく——オランダ憲法は私権の没収を禁止する——オランダ国民は日本の法廷に日本政府または日本国民を訴追できるが、オランダ政府はこれを支持する根拠を持たないとの意味である、という解釈に同意を求めたもの⁶⁶。結果として、あのよく言われた『吉田・ステッカー書簡』と一九五六年三月一三日『オランダ国民のある種の私的請求権に関

する問題の解決に関する議定書』はそれである。

日本政府の当該解釈は早くも一九五六年八月二〇日の平和条約請求権放棄賠償請求訴訟第一審では見られた。そして、国会答弁とシベリア抑留訴訟などでも現れた。これは一九九〇年初頭までに、日本政府の請求権に関する基本的な立場を形成するようになった。

2、関釜元慰安婦控訴審判決

二〇〇一年三月二九日に、関釜元慰安婦控訴審判決では、広島高等裁判所は、『日韓請求権協定』第2条、「1 両締約国は、両締約国及びその国民（法人を含む）の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が、……完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する。……」

3……一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益であつてこの協定の署名の日に他方の締約国の管轄の下にあるものに対する措置並びに一方の締約国及びその国民の他方の締約国及びその国民に対するすべての請求権であつて同日以前に生じた事由に基づくものに関しては、いかなる主張もすることができないものとする。」という規定について、次のような判断を示した。

「……日韓両国は、自国及びその国民の『財産、権利及び利益』及び『請求権』に関する外交的保護権を相互に放棄することにより、いわゆる戦争損害の補償・賠償等の問題に付き、国際法上、両国の国家間においては『完全かつ最終的に解決されたこととなる』ことを確認したものであるということができる。個人が他国の加害行為により損害を受けた場合に、当該被害者個人が加害国の国内法に従い、実体的な権利（右両国間において前記措置法に

より消滅したものを除く。）を行使することは、国際法上の外交的保護権の存否にかかわらず、許容されると解される。したがって、韓国民が我が国の裁判所に本件の主張と係わる損害の補償・賠償などを求めて提訴することは妨げられておらず、当該請求権についての法律的根拠の有無は、当該受訴裁判所において個別具体的に判断すべきことになるものと解するのが相当である。⁷⁾

このほかに、二〇〇三年七月二二日のアジア太平洋戦争韓国犠牲者補償請求訴訟控訴審判決などでは同趣旨の判断があった。これはサ条約と同じく『日韓請求権条約』が明らかに国民の請求権の放棄を規定している場合の裁判所の判断である。当該訴訟において日本政府も同様な主張をした。⁸⁾これは柳井答弁の影響があるだろうと思われるが、つまり、一九九一年八月二七日に、柳井外務省条約局長は、第一二一回国会参議院予算委員会で次のような答弁をした。

「……日韓両国間において存在しておりましたそれぞれの国民の請求権を含めて解決したということでございますけれども、これは日韓両国が国家として持つております外交保護権を相互に放棄したということでございます。したがって、いわゆる個人の請求権そのものを国内法的な意味で消滅させたというものではございません。日韓両国間で政府としてこれを外交保護権の行使として取り上げることとはできない、こういう意味でございます。」⁹⁾

3、山西省性暴力被害者訴訟第一審判決

二〇〇三年四月二四日に、山西省性暴力被害者訴訟第一審判決では、東京地方裁判所は次のような判断を示した。

「……被告は、日中共同声明をもって、被害者個人のわが国に対する損害賠償請求権も放棄されたと主張するが、共同声明も、国際法の基本的な枠組みの中で解釈されるべきものであって、日中戦争における加害国であるわが国に対して、その相手国である中華人民共和国（戦争当時は中華民国）が損害賠償請求、いわゆる「戦争賠償」を放棄したにとどまり、相手国の国民である被害者個人のわが国に対する損害賠償請求、いわゆる「被害賠償」まで放棄したものではない。被害を受けた国民が個人として加害者に対して損害賠償を求めることは、当該国民固有の権利であって、その加害者が被害者の属する国家とは別の国家であったとしてもその属する国家が他の国家との間で締結した条約を持って被害者の相手国に対する損害賠償請求権を放棄させえるのは、自国民である被害者に自ら損害賠償義務を履行する場合など、その代償措置が講じられているときに限られるべきところ、中華人民共和国においては、日中共同声明を調印することによって、自国民に対して日中戦争に係わる被害を自ら賠償することとして、わが国に対する損害賠償請求権を放棄させたという形跡はなく、被告の主張は採用し得ない。この点は、そもそも、わが国においても、例えば、日ソ共同声明についても、日韓請求権協定についても、政府見解は、国民である被害者の相手国に対する損害賠償請求権まで放棄したものではないとして、これを否定していることから裏付けられるというべきである。¹⁰⁾」

4、西松建設会社事件控訴審判決

また二〇〇四年七月九日に、西松建設会社事件控訴審判決では、広島高等裁判所は次のような判断を示した。「……日中共同声明第5項は、サンフランシスコ平和条約14条（b）『連合国は、連合国のすべての賠償請求権、

戦争の遂行中に日本国及びその国民がとった行動から生じた連合国及びその国民の他の請求権並びに占領の直接軍事経費に関する連合国の請求権を放棄する。』と規定しているのと明らかに異なり、中国国民が請求権を放棄することは明記されていないし、中華人民共和国政府が放棄するとしたのは『戦争賠償の請求』のみである。

……本来、外国人の加害行為によって被害を受けた国民が個人として加害者に対して損害賠償を求めることは、当該国民固有の権利であって、その加害者が被害者の属する国家とは別の国家であったとしても、その属する国家が他の国家との間で締結した条約をもって、被害者の相手国に対する損害賠償請求権を放棄させることは原則としてできないというべきであることからすると、当時の日本政府側の意図はともかく、日中共同声明第5項に、明記されていない中国国民の加害者に対する損害（被害）賠償請求権の放棄までも当然に含まれているものと解することは困難である。このことはサンフランシスコ講和会議に中華人民共和国が招待されず、サンフランシスコ平和条約の締結当事者になっていないことに照らせば、なおいっそう明らかであるというべきである。⁽⁴⁾

中国人戦後補償訴訟では、類似のような判断は、二〇〇二年四月二六日の福岡中国人強制連行・強制労働事件（一次）第一審判決、二〇〇四年三月二六日の新潟強制連行・強制労働事件控訴審判決と二〇〇四年二月一五日の中国人元「慰安婦」第一次訴訟控訴審判決などでも見られた。

三、声明5項に対するあるべき解釈

1、解釈方法の設定

サ条約と日韓協定のそれほど明らかな放棄規定に直面する場合に、日本政府の立場と裁判所の判断を考えると、きわめて興味深い解釈である。¹⁴⁾ところで、個人の請求権をなくさない点では条約解釈の方法として注目されている。その文脈では、個人の請求権の放棄に関する明らかな規定が存在していない声明5項も、当然の帰結として放棄されていないように解釈されることになった。

しかし、最高裁は四・二七判決ではその立場を変えた。声明5項は、確かに最高裁に言われたように、国家間の戦争賠償以外の請求権及び国民の請求権の放棄を含むか否かが必ずしも明らかとは言えないところがあるにもかかわらず、上述のような個人の損害賠償請求権にかかわる条約の解釈方法に関する日本政府と裁判所の諸実践を踏まえると、本件では、声明5項は個人の賠償請求権の放棄について明らかに規定されていない以上、個人の損害賠償請求権が放棄されていないように解釈した方がその一貫性は見られると思われる。

さらに、ウィーン条約の解釈規則に従って、明らかに放棄されていることは証明されない限り、放棄されていない結論に到達すべきだと思われる。

2、締約過程に対する考察

一九七二年七月二九日に、周恩来総理は訪中の竹入義勝公明党委員長と会談し、共同声明に関する中国側の草案を示した。その第7項は次のようである。

「中日両国人民の友誼のため、中華人民共和国政府は、日本国に対する戦争賠償の請求権を放棄する。」⁽¹³⁾

一九七二年九月二六日午前に、北京で行われた姫鵬飛外交部長と大平正芳外相との第一回中日外相会談で、日本側の共同声明に関する草案は示され、第7項が次のようである。

（7 中華人民共和国政府は、日中両国人民の友好のため、日本国に対し、両国間の戦争に関連したいかなる賠償の請求も行わないことを宣言する。）⁽¹⁴⁾

また同会談で、高島益郎条約局長が日中共同声明日本側案の対中説明を行い、次のように発言した。

「賠償の問題に関する第7項は、本来わが方提案すべき性質の事項ではないので、括弧内に含めてある。その内容は、中国側の「大綱」第7項とその趣旨において変わりが無いが、若干の表現上の修正が行われている。すなわち、日本政府は、わが国に対して賠償を求めないとの中華人民共和国政府の（「二字欠落」）を率直に評価するものであるが、他方、第1項の戦争状態終結の問題と全く同様に、日本が台湾との間に結んだ平和条約が当初から無効であったことを明白に意味する結果となるような表現が共同声明の中で用いられることは同意できない。日本側提案のような法律的ではない表現であれば、日中双方の基本的立場を害することなく、問題を処理しうる

と考えるので、この点について中国側の配慮を期待したい。」⁽¹⁵⁾

一九七二年九月二六日に、北京で行われた周総理と田中角栄首相との第一回中日首脳会談で、周総理は高島発

言に対して、次のように反論した。

「……蔣が賠償を放棄したから、中国はこれを放棄する必要がないという外務省の考え方を聞いて驚いた。蔣が台湾に逃げていった後で、しかも桑港条約の後で、日本に賠償放棄を行った。他人のもので、自分の面子を立てることはできない。戦争の損害は大陸が受けたものである。

我々は賠償の苦しみを知っている。この苦しみを日本人民になめさせたくない。

……日中両国人民の友好のために、賠償放棄を考えた。しかし、蔣介石が放棄したから、もういいのだという考え方は我々には受け入れられない。これは我々に対する侮辱である。……」

一九七二年九月二七日に、北京で行われた第三回中日外相会談で、両外相は次のように声明5項に対する確認を行った。

「大平大臣 賠償請求については中国側の案を受け入れることが出来る。従って、賠償の部分については、「中華人民共和国政府は、日中両国人民の友好のため日本国に対し戦争賠償の請求を放棄することを宣言する。」

「姫外交部長 その通りである。」

以上は声明の締約過程での損害賠償請求に関するすべての記録である。これによれば、明白に放棄されているという証拠は一切見当たらなかった。

確かに条文における「請求権」から「請求」へ変わった締約過程に関する日本側の主張によれば、「日華平和条約」の放棄が承継されるように推測することができる。しかし、中国側の「復交三原則」に対する日本政府の立場及び「いかなる賠償の請求」という日本側の草案は、結局採用されなかったことを考えると、この推測に正反対する意味合いをも読み取れる。さらにすれば、戦後補償に直面する当時の日本政府は、上述のようにサ条約の放棄

条項を解釈した以上、中日交渉では個人の請求権の放棄にこだわる必要性もなくなるのではないかという推測もできるであろう。

しかし、推測とくに個人の請求権をなくそうとする推測をもつて条約解釈をすることは禁物である。条約の解釈規則に従って、当該考察を通じて、明らかに規定されていない場合、個人の請求権が放棄されていないという上述のような解釈は覆されなく成り立つことができると思われる。

3、締約後の中国側の立場に対する考察

江沢民総書記のインタビューに対する答え 一九九二年四月一日に、江中国共産党総書記兼国家主席は訪日する前に、日本人記者団のインタビューに対して、次のように答えた。

「日本軍国主義が起こした中国侵略戦争は中国人民に巨大な損害を与えた。戦争が残したいくつかの問題に関して、われわれは一貫して事実に基づいて真実を求める、厳粛に対処するという原則を主張し、相互に協議してこれらの問題について条理にかなう形で妥当に解決すべきだ、と主張してきた。このようにすることが、われわれ両国の友好協力、共同发展及び両国人民の友好増進に有利である。

戦争賠償問題に関しては、中国政府はすでに一九七二年に発表した『中日共同声明』で自らの立場を明らかに述べており、この立場は変わらない。⁽⁸⁾

同発言の後半は同年三月二三日の銭其琛中国国務委員兼外交部長の発言を繰り返したものであるが、前半は銭其琛発言より踏み込んで、『読売新聞』が報道されたように、「中国当局として民間賠償要求の動きを黙認する考

えを示唆した。」⁽²⁾

銭其琛外交部長の発言 一九九五年三月七日に、銭中国副首相兼外交部長は、全国人民代表大会の台湾省分科会で、劉彩品代表の質問に対して、次のように答えた。

「一九七二年『中日共同声明』で放棄したのは国家間の賠償であり、中には個人の賠償請求は含まれていない。強制連行強制労働の被害者が日本の企業へ賠償を求めることについて、中国政府は干渉も阻止もしない態度である。」⁽³⁾

最高裁判所判例解説は、「ところで、中華人民共和国政府高官が個人請求権は放棄の対象に含まれていない旨の認識を述べたという発言の真偽をめぐる議論もなされているが、公式に確認できない不規則発言に類するものようであり、あまり有益な議論ではないように思われる。むしろ、わが国の首相などが国会答弁などにおいて「戦争の遂行中に生じたすべての請求権の問題は日中共同声明発出後存在しないと認識しており、かつ、中国政府も同じ認識であると理解している」旨を再三明言しているのに対し、中華人民共和国側から、これに対する抗議や反論がなされたことはないことの方が、はるかに重要な事情といえる。」⁽⁴⁾ というふうには、同銭其琛発言の真偽と価値に疑問を投じた。

しかし、劉元全人大代表の『陳述書』によれば、銭其琛発言は劉元代表によって確認されることはできるし、現場で取材していた日本人記者によって報道された。⁽⁵⁾ したがって、銭其琛発言は公の場で行われ、劉元代表の証言と外国人記者の報道によって直接に証明されることはできるため、上記解説が指摘する「発言の真偽」にまつた問題は無い。「不規則発言」の点についても、銭其琛発言は上述の江沢民発言を引継ぎ、さらに明白な形で表したものと理解すべきだと思われる。⁽⁶⁾

陳健新聞司長のインタビュウに対する答え 一九九五年五月三日に、陳中国外交部新聞司長は記者のインタビュウに対して、次のように答えた。

「賠償問題はすでに解決している。この問題に関するわれわれの立場に変化はない。もちろん日本の侵略戦争はいまだ問題を残しており、これらの問題は今に至っても関係する中国人に精神的に損害を残している。これらの問題について日本側は真剣に対応し、善処し、必要なことを行うよう希望する。」

『朝日新聞』はこれに対して、「民間賠償が必要」中国外務省立場変え踏み込むという見出しで、「中国はこれまで、国家間の賠償問題は決着しており、民間賠償については、基本的には日本政府と中国国民の関係であるとの、第三者的な立場に立っていた。今回の発言は、対日民間賠償に対する中国政府の立場の変化を示した。」と報道した。⁽⁵⁾ 声明5項には民間賠償を含まないという中国政府の立場は、前述のように九十年代にすでに表明され、かつこの立場を基礎にして、民間賠償要求運動を容認または支持をするようになったと思われる。

中国民間対日賠償請求法律援助専用基金の設立 二〇〇五年七月二十九日に、中国法律援助基金会のもとで、中国民間対日賠償請求法律援助専用基金が設立された。同基金は中国民間対日賠償請求法律援助活動に専用し、中国人戦争被害者の権利救済の手助けを目的とするものである。

中国法律援助基金会は一九九六年に中国政府の許可によって設立された公募基金である。国民が平等に法の保護を受け、法に保障される国民の基本的権利を守ることを目的とする。

ところで、同基金会は設立資本金には中国政府の割り当て金があり、企業と個人からの寄付金も所得税全額控除とする中国で数少ない基金会である。⁽⁶⁾ また同基金会の会長、副会長と理事は元または現職の中国政府の幹部によって構成されている。

中国の特有な政治体制のもとで、同基金は非政府機関の性質を持つものであるが、実に中国政府の立場を代弁している政府機関のような存在である。この意味からすれば、中国民間対日賠償請求法律援助専用基金の設立は、中国政府の民間対日賠償要求運動を容認または支持をする立場をより具体的な行動へ移した現れである。

劉健超報道官のインタビューに対する答え 二〇〇七年四月二六日に、劉中国外交部報道官は定例の記者会見で記者のインタビューに対して、次のように答えた。

『中日共同声明』は中日両国政府が調印した厳肅な政治外交文書であり、戦後の中日関係の回復と発展の政治的基礎を成しており、どちら側も文書で述べられた重要な原則と事項について、司法解釈を含め、一方的に解釈を行うべきではない。日本の裁判所が明日下そうとする判決について、日本側が上述のような原則に従って関連する問題を処理するようわれわれは求めている。

強制連行強制労働は、日本軍国主義が中国侵略中に犯した重大な犯罪行為である。日本政府は、誠実な姿勢で責任を負い、同問題を真剣に対処しかつ妥当に処理しなければならない。⁽⁸⁾

そして、最高裁四・二七判決が下された当日に、劉報道官は次のように同判決を非難した。

『中日共同声明』で日本への賠償請求権を放棄したのは、両国人民の友好と共存に着眼して行った政治判断である。中国側が再三にわたって行った厳正な申し入れを顧みず、この条項を恣意的に解釈した日本最高裁判所の行為に我々は強く反対する。

日本最高裁が『中日共同声明』について行った解釈は違法なものであり、無効である。中国側の関心に真剣に対処し、この問題を善処するよう我々は日本政府に求めている。

日本は中国侵略中に、中国国民を強制連行し、奴隷のように扱った。これは日本軍国主義が中国人民に対して

犯した重大な犯罪行為であり、かつ今も正当に処理されていない現存している重大な人権問題でもある。中国側は既に、歴史に責任を負う姿勢で同問題を善処するよう日本側に求めている。⁽⁸⁾」

劉報道官のインタビュウに対する答えは、以下の二点で極めて重要なものだろうと思われる。

第一に、中国国民の損害賠償請求権が声明によって放棄されたという判決の解釈は違法で、無効であること。
第二に、日本軍国主義が中国侵略中に中国人民に対して犯した重大な犯罪行為について、日本側に善処するよう求めること。

第一点について、声明5項に民間賠償を含まないという中国政府の従来立場によって導かれた主張である。第二点について、国際社会で今日最重要視されている人権の視角から同問題の解決を促す狙いであろう。この主張は最高裁四・二七判決が下される前後に現れ、かつ第一点とともに現在中国政府の問題解決に関する主張の法的基礎をなしていると思われる。

姜瑜報道官のインタビュウに対する答え 二〇〇八年九月一八日に、姜中国外交部報道官は記者のインタビュウに対して、次のように答えた。

「強制連行強制労働は、日本軍国主義が中国侵略中に中国人民に対して犯した重大な犯罪行為である。日本政府は誠実に対応し、妥当に処理するようわれわれが一貫して求めている。日本側は強制連行・強制労働の中国人被害者の正当な要求を真剣に対処するよう希望する。⁽⁹⁾」

以上は賠償問題に関する中国側の代表的な実践である。他に二〇〇三年八月二日中国外交部オフィシャル・サイト「中日関係における諸問題（五）戦争賠償問題」における主張や中国香港特別行政区議会の二〇〇三年決議と二〇〇七年決議などがある。⁽¹⁰⁾

以上のような視角から中国側の『中日共同声明』5項に関する立場を考える場合に、同様に明らかに放棄しているという意思表示が存在しているか否かにあると思われる。ところで、以上のような考察によれば、中国側による国民の請求権の放棄に関する実践は存在していないどころか、九十年代に声明5項に民間賠償を含まないという立場も表明されたし、最高裁四・二七判決前後に、さらに重大な戦争犯罪行為を理由に同問題の善処を求めるように自らの主張を強めてきた。

四、いわゆる「枠組み」論の問題

1、「枠組み」論と条約の解釈規則

もしサ条約の規定をもって声明5項を解釈することができるのであれば、その前提として条約解釈の視角から両者の関係を明らかにしなければならぬ。そうでなければ、サ条約の規定をもって声明5項を解釈することはできないと思われる。その関係を確認しようとするならば、サ条約は必ずウィーン条約の第31条2の二状況、同条3の三状況のどれかに該当しなければならぬ。

ところで、サ条約は一九五一年九月八日に日本国と四八カ国の連合国が戦争を終結させるために締結したものである。中華人民共和国政府も中華民国政府も代表権の問題のため、講和会議に参加することはできなかった。一九五二年四月二八日に、日本国は当時の中国のいわゆる正統政府である中華民国と『日華平和条約』いわゆる「日

台条約」を締結した。その第11条は「この条約及びこれを補足する文書に別段の定めがある場合を除くほか、日本国と中華民国との間に戦争状態の存在の結果として生じた問題は、サン・フランシスコ条約の相当規定に従って解決するものとする。」と規定している。しかし、一九七二年九月二九日に、日本政府は中国政府と声明を締結し、中華人民共和国を中国を代表する唯一の合法政府として承認した。また声明では戦争賠償について前述のような規定をした。

二〇〇五年三月一八日の中国人「慰安婦」第二次訴訟控訴審判決では、東京高等裁判所は、声明5項の規定に直面した場合に、『日華平和条約』の中華人民共和国による政府承継を通じて、サ条約の関係規定を適用し、次のような判断を示した。

「……日華平和条約11条は、同条約に別段の定めがある場合を除くほかは、日本国と中華民国の間に戦争状態の存在の結果として生じた問題は、サンフランシスコ平和条約の相当規定に従って解決する旨を規定し、日華平和条約には戦争被害の賠償問題について明記した条項は存しないため、その11条により、連合国による賠償請求権等の放棄を規定したサンフランシスコ平和条約14条（b）の内容に従うべきことが日華平和条約の内容とされたことが認められる。

……中華民国政府が中国を代表し、中国国民の権利義務を条約によって処分する権能を有するものとしてわが国との間で締結した平和条約は、国家としての中国と日本国との間で結ばれたものとしての効果を有し、当時中華民国が実際に支配していた範囲のみならず、大陸を含む中国全体に適用されると解するのが相当である。

……日本政府は、日中共同声明の発出に当たり、上記の三原則のうち、中華人民共和国が中国を代表する唯一の合法政府であるという点は受け入れたが（2項）、その余については、『日本側は、中華人民共和国が提起した

「復交三原則」を十分理解する立場に立って国交正常化の実現をはかるといふ見解を再確認する。』としたもの（前文）、……中華人民共和国の主張を受け入れたとは認められない。

日中共同声明には、中華人民共和国政府が、日本国に対する戦争賠償の請求を放棄することを宣言するとの条項が含まれているが（5項）、上記のとおり、戦争によって中国の国家及び国民が日本に対して取得した損害賠償請求権は、既に、日華平和条約によって放棄されており、日中共同声明中の戦争賠償に関する上記の条項は、既に生じている権利関係を改めて確認したものにすぎず、新たに法的効果を生じさせるものではないといふべきである。⁽⁴⁾

しかし、東京高裁の『交換公文』と「復交三原則」にかかわる声明の關係条項に対する解釈に関しては、次のように最高裁によって批判された。すなわち、『交換公文』について、「同条約の締結後中華民国政府の支配下に入ることがなかった中国大陸に適用されるものと断定するものはできず、中国大陸に居住する中国国民に対して当然にその効力が及ぶものとすることはできない。」⁽⁵⁾と。「復交三原則」について、「……いずれの立場からも矛盾なく日中戦争の戦後処理を行われることを意図して、共同声明の表現が模索され、その結果、……中国からすれば日中戦争の終了宣言と解釈できるものであり、他方、日本国からは、中華人民共和国政府と国交がなかった状態がこれにより解消されたという意味に解釈し得るものとして採用されたものであった。」⁽⁶⁾と。

実際に声明の締結過程において中国側と日本側は、『日華平和条約』の処理をめぐって鋭く対立していた。最後に日本側は、「日台条約」が不法、無効であり、廃棄されなければならないという中国側の主張を受け入れないが、声明の前文で「十分理解する」という形で妥協した。また『日華平和条約』の『交換公文』第一号は「この条約の条項が、中華民国に関しては、中華民国政府の支配下に現にあり、又は今後に入るすべての領域に適用

がある。……」と規定している。

したがって、サ条約と声明との関係は、政府承継を通じてのルートが断たれた。よって、ウィーン条約第31条2の「条約の締結に関連してすべての当事国の間でされた条約の関係合意」と「条約の締結に関連して当事国の一又は二以上が作成した文書であってこれらの当事国以外の当事国が条約の関係文書として認めたもの」の場合に該当しないし、同条3の「条約の解釈又は適用につき当事国の間で後にされた合意」と「条約の適用につき後に生じた慣行であって、条約の解釈についての当事国の合意を確立するもの」及び「当事国の関係において適用される国際法の関連規則」のいずれにも該当しない。

よって、サ条約と声明は条約解釈の視角からすれば、いかなる関係をも有しないものである。ゆえに、「枠組み」論は必ずしもウィーン条約の解釈規則に従って声明を解釈するものではないと思われる。

2、「枠組み」論と条約の第三国に対する効力

しかし、これこそ「枠組み」論の出番であろう。言い換えれば、「枠組み」論は相互無関係のサ条約と声明とを無理に関係を持たせるために作り上げたものである。この「枠組み」はサ条約を超えて、それ以後の二国間平和条約に有効のみならず、声明もその文言がサ条約のそれと明白に異なるにもかかわらず適用することができるような効力を持たせた。そうすると、「枠組み」論は条約の解釈規則どころか、客観的制度 (objective regime) がらみの存在になる。

客観的制度は、条約と第三国の規則の例外をなし、対世 (erga omnes) 的性格のために条約を第三国に効力を

生じさせることが出来るようにさせられる。本件では、最高裁は、当事国でない条約が中国を拘束すると明言していないが、中国が当事国でないサ条約のいわゆる「枠組み」をもって声明5項に対する解釈を通じて、中国政府がその国民の請求権を放棄するという効力を与えた。よって、放棄の範囲と性質に関して、中国は当事国でないサ条約によって拘束されるようにした。ゆえに、「枠組み」論が客観的制度の法理で声明5項を解釈する嫌いは避けられない。しかし、その「枠組み」は客観的制度で言われた非武装化の制度、国際水路の制度及び機構を創設する制度などを内容とするものではないので、当然対世的性格を有していない。しかも、国際法委員会において客観的制度が激しい論争的となってきたが、非当事国に対する条約の効果に関する同概念は結局、実定法上認められなかった。⁶⁷⁾

したがって、「枠組み」論は条約の解釈規則ではなく、客観的制度を誤用し解釈を通じてサ条約を第三国に適用させるものである。これによって個人の損害賠償請求権にかかわる条約解釈を拡大解釈へ導き、個人の権利を不合理に制限するようになった。⁶⁸⁾これは四・二七判決の問題の所在である。

五、おわりに

人権保護の法整備に伴い、国家と国民との関係についても国内法はもちろん、国際法の構造と性質の轉換中に、⁶⁹⁾国家は対人主権に基づいて個人の損害賠償請求権を放棄することができるとしても、明文でもなく、かつ個人の権利を制限しようとするいかなる拡大解釈は許されないのであろう。戦後補償訴訟全体を振り返ってみると、

反省しなければならぬ点は補償または賠償を回避するための法解釈をしてはならないことにあると思われる。これはポロだらけの法解釈をもたらすのみならず、個人の権利と利益を保護する法の目的を喪失しかねない。二〇〇七年年四月二七日に判決が言い渡された翌日に、中国外務省スポークスマンは「日本最高裁判所の『中日共同声明』に関する解釈は不法であり、無効である。」と批判した。

声明が中国国民の損害賠償請求権を放棄したのか否かに関しては、中日両国政府が今までと違って積極的に外交渉をし、また最高裁が個人の損害賠償請求権にかかわる条約の解釈方法を正し、中国人を含むすべての戦争被害者の重大な人権侵害の救済を実現させようと建言したい。

（しん すうよう 中国政法大学教授）

注

- (1) 『判例時報』一九六九号、第三七頁。
- (2) 『判例時報』一九六九号、第三五頁。
- (3) 『判例時報』一九六九号、第三六頁。
- (4) 『判例時報』一九六九号、第三七頁。
- (5) 『判例時報』三五五号、第二三―二四頁。
- (6) 西村熊雄『日本外交史27サンフランシスコ平和条約』（鹿島研究所出版会、昭和四六年）第三〇二頁。
- (7) 『判例時報』一七五九号、第四二頁。
- (8) 同上。

- (9) 『第一二一回国会参議院予算委員会会議録』第3号（一九九一年八月二七日）第九一〇頁。
- (10) 『判例時報』一八二三号、第七四頁。
- (11) 『判例時報』一八六五号、第六二頁。
- (12) 山手治之「第二次大戦時の強制労働に対する米国における対日企業訴訟について」（『京都学園法学』二〇〇〇年、第3号、第一〇五頁）では、「責任逃れのため」と酷評した。
- (13) 石井明ほか編集『記録と考証日中国交正常化・日中平和友好条約締結交渉』（岩波書店、二〇〇三年）第三二頁。
- (14) 石井・前掲注(13)書、第一一七—一八頁。
- (15) 石井・前掲注(13)書、第一一四頁。
- (16) 石井・前掲注(13)書、第五六一—五七頁。
- (17) 石井・前掲注(13)書、第一〇六—一〇七頁。
- (18) 『人民日報』一九九二年四月三日。
- (19) 『人民日報』一九九二年三月二四日。霞山会編『日中関係基本資料集一九七二—二〇〇八年』財団法人霞山会、二〇〇八年、「資料一四七 戦争被害に係わる民間賠償請求についての銭其琛國務委員兼外交部長の記者会見談話（一九九二・三・二十三）」、第三六二頁。
- (20) 『読売新聞』一九九五年四月二日。
- (21) これは二〇〇九年六月二二日の劉彩品元代表『陳述書』によるものである。他に一九九五年三月九日付『朝日新聞』「個人の賠償が請求放棄せず」対日問題で中国外相、一九九五年三月九日付『読売新聞』「民間請求権放棄せず」戦争賠償中国外相が見解、一九九五年六月二四日付『毎日新聞』「中国政府が民間賠償請求を容認」などがある。

- (22) 『最高裁判所判例解説』60巻11号、第三六七四頁。
- (23) 二〇〇九年七月一日の劉彩品元全人大代表『陳述書』。一九九五年六月二四日付『毎日新聞』は「中国政府が民間賠償請求を容認」の見出しで、「分科会終了後、外相が劉さんに握手を求め「いい質問でしたね。」と声をかけた。」と当時の様子を伝えた。
- (24) 後半の国会答弁について、最高裁判所判例解説は、日本側の放棄に関する見解に対する中国側の対応が実際に放棄に対する黙認を構成しているかのように見えるが、これは中国側による明白な放棄ではないと思われる。そうであれば、これも最高裁判所判例の「枠組み」論と同様に、拡大解釈を招きかねない解釈方法に陥り、個人の権利を制限または侵害するようになると思われる。
- (25) 『人民日報』一九九五年五月四日。
- (26) 『朝日新聞』一九九五年五月五日。
- (27) 『基金会章程』第四条 本基金会的原始基金数额为人民币二〇〇〇万元、来源于组织募捐的收入；投资收益；财政拨款及其它合法收入。
- (28) 财政部、国家税务总局文件 财税〔二〇〇三〕二〇四号。
- (29) 中国外交部ホームページ：<http://www.fmprc.gov.cn/chn/pds/wjdt/fyrbv/1314289.htm>。
- (30) 中国外交部ホームページ：<http://www.fmprc.gov.cn/chn/pds/wjdt/fyrbv/1314634.htm>。
- (31) 中国外交部ホームページ：<http://www.fmprc.gov.cn/chn/pds/wjdt/fyrbv/1313476.htm>。
- (32) 以前の関係訴訟で証拠としてすでに提出されたため、ご参照ください。
- (33) 『赤旗』二〇〇七年四月二七日。
- (34) 判決文、第一二頁、第一四―一五頁。

(35) 『判例時報』一九六九号、第三六頁。

(36) 『判例時報』一九六九号、第三六一—三七頁。

(37) 李 浩培著《条約法概論》（法律出版社、二〇〇三年）第四〇—四一六頁。

(38) 辛 崇陽「西松建設会社事件に関する最高裁判決の枠組み論について」『法律時報』第九九四号（日本評論社、二〇〇八年四月）第一〇七頁。

(39) 五十嵐正博「最高裁は国際法の発展に寄与できるのか―日華平和条約・日中共同声明と中国「国民」の請求権」『世界』第七六三号（岩波書店、二〇〇七年）第七一—七二頁。